政令第百八十九号

外国為替令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十二条の二第一項及び第二十

四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第十一条の五第一項第四号、 外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第二項及び第三項中「銀行等その他の金融機関」

を「銀行等その他の金融機

関等」に改め、 同条に次の一項を加える。

4 法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての第一項の規定の適用については、次

の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第四号 第二十条第		預金契約の	第一項第一号 第二十条第
第二十条第二号又は第四号		の締結(預金の受入れ	第一号又は第四号
第二十条の二第二号	締結(顧客の暗号資産の管理	暗号資産の管理に関する契約の	第二十条の二第一号

	金銭	暗号資産
第一項第五号	第二十条第三号又は第四号	第二十条の二第三号
	対外支払手段又は債権その他の売	暗号資産の売買若しくは他の暗
	買契約	号資産との交換を内容とする契
		約又はこれらの行為の媒介、取
		次ぎ若しくは代理を引き受ける
		ことを内容とする契約
	法第二十二条の三に規定する両替	これらの行為に係る暗号資産の
	業務に係るもの	価額が十万円に相当する額以下
		のもの(これらの行為を継続的
		に又は反復して行うことを内容
		とする契約に係るものを除
		 ✓°

第一 項第八号 業務に係るもの 法第二十二条の三に規定する両替|暗号資産の売買若しくは他の暗 ことを内容とするも 次ぎ若しくは代理を引き受ける 号資産との交換を内容とするも の又はこれらの行為の媒介、 取

第十四 条第四号中 「この条」 を「この項」 に改め、 同条第五号中「行う」の下に 「債務の」 を加え、 同条

に次の一項を加える。

2 のは 引と、 中「債権の発生等に係る取引」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取 法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての前項の規定の適用については、 「暗号資産」と、 「係る債権」とあるのは「係る暗号資産の移転を求める権利」と、同項第一号中「金銭」とある 「債権の全額」とあるのは 「暗号資産の移転を求める権利の全部」と、 同項第二号 同項

と、

同項第三号中「債務」とあるのは

「債務

(暗号資産を移転する義務を含む。

第五号において同

中

「金銭」とあるのは

「暗号資産」と、

「債務の全額」とあるのは

「暗号資産を移転する義務の全部」

じ。)」と、 同項第四号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、 「債権又は債務の全額」とあるのは 暗暗

号資産の移転を求める権利又は暗号資産を移転する義務の全部」とする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 (令和四年法律第二十八号) の施行の日か

ら施行する。

(経過措置)

2 暗号資産交換業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第八項に規定する暗

号資産交換業者をいう。)が、この政令の施行前に、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九

年法律第二十二号)第四条第一項の規定の例により同項第一号に掲げる事項の確認を行い、 かつ、 当該確

認に係る記録を作成してこれを保存している場合には、 当該· 確認を外国為替及び外国貿易法第十八条第一

項に規定する本人確認と、 当該記録を同法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録とそれぞれみなし

て、 この政令による改正後の外国為替令第十一条の五の規定を適用する。

外国為替令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)	(新旧対照条文一覧)
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
1	

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

	いて同じ。)との間の行為を	定により顧客とみなされる自然人を含む。以下こ	一項に規定する顧客等をいい、法第十八条第三項	つては、本人確認済みの顧客等(法第二十二条の	る。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為	指定その他財務省令で定め	をいう。)に係る契約の締結又は当該契約に係る	融商品取引法第四十三条の二第二項の規定による	(顧	一条の五 法第二十二条の二第一項に規定する政		改正案
一~三(略)	条において同じ。	定により顧客	一項に規定す	つては、本人	る。ただし、	益者の指定その他	をいう。)に	融商品取引法	で定める行為は、	一条の五	(資本取引に係る	

匹 -(をいの借 う二契法 う 第約第 こと 以一 下項銀十『 をこに行条 内の規 等 第 容条定そ とにすの号 すおる他又 るい銀 のは もて行 金第 の同等 融四 にじそ 限。の 機号 関に \smile 他 等規 る がの 定 金金 法す の銭融 第る 締の機 二金 結貸関十銭付等二の けを条貸

五

他第為為 六で 前 号あと項十行 行 つはに で 規 そ 次定略 掲銀にす \mathcal{O} げ行 掲る 他 る等 \mathcal{O} げっ 場そ る本 金 合の 場人 融 に他 合確 機 はの に認 等 金 お済 こ融 を けみ 含れ機 るの むら関 顧顧 の等 客客 号 第 等 等 がに とと 財規 三のの 定号間間 務 省すかのの 令るら行行

2

現

行

。とる確第他係第) み顧認 一財 る四次二 とな客済号務契十に十約 のさ等みか省約三掲二締 間れをのら令の条げ条結 のるい顧第で締の るの等 行自い客八定結二 行 二 為然 等号め又第為第 を人法 (まるは二 除を第法で行当項顧項 く含十第に為該の客に む八二掲を契規分規 条十げ除約定別定 二るくにに金す 以第 下三条行 係よ信る こ項の為しるる託政 のの二にと受信へ令

五. 匹 -5 う こ以第契法 لح 下一約第 を こ項 、次定略内のに銀十 容条規行 条 とに定等第 すおすそ るいるの号 もて銀他又 の同行 のは にじ等限。そ 金第 そ 限 融四) が 他 る。 機号 関に 規 金の の銭金 法定 第す 締の融 結貸機 二る 付関十金 けを二銭 をい条の 行うの貸

の六為為 号で 前 行 まあと項十 つはに で 、規 掲 \mathcal{O} げ銀にす 他 る行掲る \mathcal{O} 場等 金 げっ 合そ る本 融 にの 場人 機 は他 関 合確 を に認 \mathcal{O} こ金 お済 むれ融 けみ ら機 るの の関顧 顧 が号へ 客 客 財に第等等 務規三とと 定号のの 省 すか間間 でるらのの 定他第行行

当い てのた客 為に 、機をつ う 7 既 に 本 人 確 認 を 行

。すつ既 るいに て記認をそ い録記行の認り るを録つ他し顧 場いっ う法お金行等 。 。 第 り融 以十 下八か関 こ条つ等 、が \mathcal{O} 項三当顧 に第該客 お一本等 い項人に てに確つ 同規認い じ定にて

てかみ準りのげ 当 当いつな用 項る ささそにも該を本て本該るる り七に融銀合該客に融銀場当れれのおの銀保人本人銀 合該るる際いへ行存確 本自法にて同等し認確認等をに 人然第法同条そ 確人十第じ第の 認に八二 三 他 につ条二ところについます。 いて三条既掲融 て本項のにげ機 本人の二行る関 人確規第為も等 確認定二をのが 認をに項行を第 記行よのつ除七 録つり規た く条 をて顧定こ \mathcal{O} と以三 保お客 に 存り等 よが下に 、とりあこ掲 L

いつ等う他 が場の 当顧合金該る 本等お機行 人にい関等 確つて等そ 認い にの にて当委他 つ既該託の いに他し金 て本のて融 本人銀前機 人確行項関 確認等に等 認をそ規が 記行の定他 録つ他 すの をての る銀 保お金行行 存り融 為等 じ、 機をそ てか関行の

客にと等う他 よがが場の 当る りあ第合金 該 場 条お機行 さそのい関等 れれの三て等そ る際に にの 自法に掲当委他 然第法げ該託の 人十第る他し金 に八二ものて融 つ条十の銀前機 い第二と行項関 三条既等に等 7 本項のにそ規が 人の二行の定他 確規第為他すの 認定二をのる銀 をに項行金行行 行よのつ融為等 つり規た機をそ て顧定こ関行の

> う 7 既 に 本 人 確 認 を 行 9

> > 7

ーいめ るいに を本て本当 し認確認行確よ て記認を等認り い録記行そし顧 るを録つのた客 場いへて他行等 合う法おの為に 。第 り金をつ 以十 融いい 下八か機 こ条つ関 \mathcal{O} が 項三当顧 に第該客 お一本等 い項人に てに確つ 同規認い じ定にて

。すっ既

、項る いつな用 ささそにも 当 人にお融該場当れれのおの該保人本人該と法 確つい機銀合該るる際い、銀存確人確銀をに 本自法にて同行 人然第法同条等 確人十第じ第そ 認に八二 三の につ条十一号他 つい第二とにの いて三条既掲金 て本項のにげ融 本人の二行る機 人確規第為も関 確認定二をのが 認をに項行を第 記行よのつ除七 録つり規た く条 をて顧定こ \mathcal{O} 保お客に と以三 存り等 よが下に 、とりあこ掲 L てかみ準りのげ

合該客合の 本等に金当る 認いて関行 `に等 にて つ既当委そ いに該託の て本他し他 本人のての 人確銀前金 確認行項融 認を等に機 記行そ規関 録つの 定が をて他 す他 保おの るの 存 り金 行 銀 融為行 L て か機を等 いつ関行そ る、がうの 場当顧場他

り七合の 、条に金 当 さそのお融該 れれの三い機銀 るる際にて関行 `に等 自法に掲 然第法げ当委そ 人十第る該託の に八二も他し他 条十ののての 二と銀前金 い第 条 既 行 7 項融 本項のに等に機 人の二行そ 規関 確規第為の 定が 認定二を他 す他 をに項行の るの 行よのつ金行銀 0 り規た融為行 顧定こ機を等 7 お客にと関行そ り等よががうの とりあ第場他

7 0 該 本 人 確 認 に 0 1 7 本 人 確 認 記 録 を

五 停は託がに銀いそい等人十第る他のそ 金しのに他のそ てそに八二もの金 るの の当融た金 本の金の当存 場 他 作のつ条十の銀融他該機本融人銀融他該し こ銀関人機確行 成他い第二と行機 合の 金 しのて三条既等関れ行 等確関認等関れ行 融た金本項のにそ 等ら等 が認等をそ 本融人の二行の 機 のにそ 当記に行の のにそ 人機確規第為他 事準の 該 録 対 つ他 事準の 等確関認定 業ず他 二をの 本をし ての 業ず他 が認等をに項行金 をるの 人引て お金 をるの 当記に行よのつ融 承も金 確 き り 融承も金 該録対つり規た機 継の融 認継 機継の融 顧定こ 関 本をして すに機 記ぎ該か関 すに機 てお客にと等るよ関録 本つ等る 人引 り等 よがが場り等を当人 確き が場り 等 認維当 とりあ第合他が保該確当顧合他が 記ぎ該かみ準り七にの合存銀認該客にの合 録 本つな用 条お銀併 し行 に銀等お銀併 ささそのい行 を当人 て等 つ行にい行 保該確当れれの三て等事いそい等つ 7 存銀認該るる際に 、そ業るのて そい し行に銀自法に掲当の譲場他作のて当の譲 て等っ行然第法げ該他渡合の成他既該他渡

二と銀金の 金し他い第 が確機確銀金の

止信契特揭行 条託約定げ等 件契のさるそ 若約受れ行の の益て為他 く受者いをの は益がな行金 期者受いう融 限の益 と場機 が信のき合関 付託意若に等 さ契思しおが れ約表くい第 ての示はて一 、項 い利を存 益し在信第 لح をてし託二 き受いな契号 はけない約又 るいとのは 銀権とき受第 益三 行利き 3

に又信者号

カン 0 本 人 確 認 に 0 い 7 本 人 確 認 記 録 を 保 存

L

融たのて三条既行 融他当当認関認行 機本金本項のに等機 こ該該記にを等 機こ該る 関人融人の二行そ関れ銀本録対行そ関れ銀場 が確機確規第為ののら行 人をしつののら行合該 当認関認定 二を他 事に等 確引 7 て他 事に等 該記にをに項行の 業準そ 認き おの 業準そ 本録対行よのつ金 をずの 記継当り金 をずの 該 り規た融承る他 人を しつ 録ぎ 融承る他 て顧定こ機継ものお客にと関すの金 確引て を 本か機継もの 保当 認き 人つ関すの金 よががるに融 記継当 り等 存該確 がるに とりあ第場よ機 し銀認当顧場よ機 録ぎ該 を 本かみ準り七合り関て行 に該客合り 保当人つな用 条に他がい等 つ銀等に他が ささそのおの合るそ 存該確 い行におの合 し銀認当れれの三い銀併場の 7 等つい銀併 て行に該るる際にて行 合 他 作そいて行 い等 つ銀自法に掲 等事 の成のて るそい行然第法げ当そ業 し他既当そ 金 融たのに該の譲 場の て等人十第る該の譲 合他作そに八二も他他渡 機本金本他他渡 の成のつ条十のののそ 関人融人ののそ

止信契特揭銀 条 託 約 定 げ 行 件契のさる 等 若約受れ行そ の益て為の < 受者いを他 は益がな行の 期者受いう金 限の益 と場融 が信のき合機 付託意若に関 さ契思しおが れ約表くい第 の示はて い利を存 、項 る 益し在信第 لح をて し託 き受いな契号 はけない約又 るい とのは 銀権とき受第 、益三 行利き に又信者号

停は託がに

							4			
	第一項第五号		第一項第四号		第一項第一号	れぞれ同表の	取引についての法第二十条の	のとみなして同りて同号に掲げる気	は当該期限の	在、当該受益の金融機
債権その他の売買対外支払手段又は	は第四号第二十条第三号又	金銭	は第四号第二十条第二号又	預金の受入れる。	は第四号第二十条第一号又	欄に掲げる字句規定中同表の中	第一項の規定の適用二の規定により資本	号の規定を適用する信託契約の受益者の	来を知つた時	意思表示又は当該停機関等が当該受益者
若しくは他の暗暗号資産の売買	第二十条の二第	暗号資産	第二十条の二第	号資産の管理 に関する契約の 暗号資産の管理	一号の二第	する。に掲げる字句は	については、次の-取引とみなされる	指定がなされたも	該受益者に	:止条件の成就若し1の特定若しくは存

新み号当当そ 設なに該該の し掲期受他 てげ限益の ものと同くない。

同るのの金 号信到意融 の託来思機 規契を表関 定約知示が をのつ又当 適受たは該 用益時当受 す者に該益 るの、停者の指当止の 定該条特 が受件定 な益の若 さ者成し れに就く たつ若は

第一項第八号		
務に係るもの芸の一番業	務に係るもの に規定する両替業 発	契 約
お 活 活 を内容との交換 を内容とするも の 又はこれらの 様 が が が が が が が が が が の の の の の の の の の の の の の	(これらの行為を (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で)	号資産との交換 を内容とする契約 で表の媒介、取 で表の媒介、取 を引き受ける のを を引き受ける

理 を 引 内 き 容 受 لح け す る

もとのを

第 滅決約〔十〔 ま済に以四経 での基 下 のたづ めく 期 間の債定第大 が取権資二臣 一引の本十の 年で発取四許 以当生引条可 内該等 第を で取にと一要 あ引係い項す るに うにる る も係取 規特 のる引 定定 を債へはす 資 除権国 る本 くの際次特取 発商に定引) 生業掲資 とか取げ本 すら引る取 る消の契引

四 一 (

等約うめ約に移 当鉱をの又金 当のお転鉱 当い又業 契該業内移は銭該 転借の契事 ては権 入貸約者 _ _ _ すの契付にた鉱れ工 る対約契 基 る業ら業 も価に約 づ居権の所 \mathcal{O} \mathcal{O} よ又い住等権有 全るは て者の利権 部債借 当が移のそ 又権入該 当転使の は又契契該 等用他 一は約約鉱 権こ 部債のの業とのれ と務 う相権い設ら ののち手等 う定に 相全 方の 類 以す لح 殺額 当 移 をと該の転に下る す鉱貸間等係こ権 る業付でのるの利 こ権契行た契項の

五 保が 約契権容 約 基 移 が転 い等 てに 非係 居る 住 契 者約 との の当 間事 で者 行た うる 債 居 務住 の者

2 に 0 発 生 て 前 係 項 る \mathcal{O} 規 取 規 定 引 定 \mathcal{O} لح 適 ŋ あ 用 る に 本 \mathcal{O} 0 取 は 引 て 暗 は 4 資 さ 同 産 項 れ

> 滅決約〔十 ま済に以四 での基 下条済 のたづ 産 期めく 特法業 間の債定第大 が取権資 引の本十の 年で発取四許 以 当 生引条可 内該等 第を で取にと一要 あ引係い項す うにる るにる も係取 規特 のる引 定定 を債へはす資 除権国 る本 くの際次特取 発商に定引 生業掲資 とか取げ本 ら引る取 す

る消の契引

第

(

四 一 等約うめ約に移 لح をの又金 当のお転鉱三 業内移は銭該当い又業 契権容転借の契事 ては権へ 等入貸約者 _ _ _ にのすの契 鉱れ工 付にた る対約契基 る 業ら業 づ転も価に約づ居権の所 よ又い住等権有 \mathcal{O} \mathcal{O} 全るはて者の利権 部債借当が移のそ 当転使の 又権入該 は又契契該等用他 一は約約鉱 一権こ 部債のの業とのれ う相権い設ら と務 う定に のの ち手等 相全 (類 方の 一以す 殺額当と移 と該の転に下る を す鉱貸間等係こ権 る業付でのるの利 こ権契行た契条の

設約が 当 鉱 基 移 い等 てに 非係 居る 住 契 者約 との の当 間事 で者 行た うる 保居 証 住 契 者

五

新

の移転 号 中 務 利債 移 務 中は \otimes 又 転 あ る を は を \mathcal{O} る を産 権係 求 含債暗 暗 全 金 銭む。 号資 額 務 号 の 資 は の求 利」と る \Diamond る \Diamond 債 産 産 る 権 権 第 あ あ あ 暗 権 を移転 を 五 利 る号のに 移号利債 と る る 同 \mathcal{O} の転資の権 項あ 発 \mathcal{O} す 産全の 生 ははおは 第 る す 部」と、 る義 る義 全 \mathcal{O} 1 号 暗 暗 て 債 は 変 額 務 同務 号 中 号 務 更 の 全 債 同 あ 資産。 0) 資 係 又 全 部 産 産 暗 金 る は 部務項 号 る 暗 消 銭 \mathcal{O} 第の 号資 移 資 滅 \mathcal{O} とする。 اح とあ 産 全 は 産 額」 号 係 を る取 債 同 移 同 中暗 る \mathcal{O} 権又は開第四 める 号資 0) 移 転 項 ある する 第三 金銭 引 は 産